

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	株式会社東祥
【英訳名】	TOSHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グループ最高経営責任者 沓名俊裕
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町一丁目16番地 5
【電話番号】	( 0566 ) 79 - 3111 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼グループ最高財務責任者 桑添直哉
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市三河安城町一丁目16番地 5
【電話番号】	( 0566 ) 79 - 3111
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼グループ最高財務責任者 桑添直哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) 株式会社名古屋証券取引所 ( 愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査体制の強化のため現行定款第32条の監査役員の数の上限を変更するとともに、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定め、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、沓名俊裕、沓名真裕美、沓名裕一郎、稲垣孝志、桑添直哉、市岡宏康、假屋園洋一、菊池裕史、沓名一樹、神谷明文、杉浦恵祐の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として杉原啓次氏を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役大見勝仁氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	168,817	3,275	-	(注)1	可決 95.84%
第2号議案	171,977	115	-	(注)2	可決 97.63%
第3号議案				(注)3	
沓名俊裕	171,906	193	-		可決 97.59%
沓名真裕美	171,951	148	-		可決 97.61%
沓名裕一郎	171,952	147	-		可決 97.61%
稲垣孝志	171,953	146	-		可決 97.61%
桑添直哉	171,953	146	-		可決 97.61%
市岡宏康	171,953	146	-		可決 97.61%
假屋園洋一	171,953	146	-		可決 97.61%
菊池裕史	171,953	146	-		可決 97.61%
沓名一樹	171,948	151	-		可決 97.61%
神谷明文	171,950	149	-		可決 97.61%
杉浦恵祐	171,945	154	-		可決 97.61%
第4号議案					
杉原啓次	171,875	224	-	(注)3	可決 97.57%
第5号議案	134,299	37,800	-	(注)1	可決 76.24%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成比率の計算方法は、本総会に出席した株主の議決権数(事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主の一部について、賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上